

令和3年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和3年9月30日（木）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副町長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教育長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	大西	洋二
総務課長	佐々木	千明	危機管理室長	齋藤	和幸
会計管理者	濱田	勉	水産振興室長	橋本	博志
財政課長	石田	寛弥	都市計画推進室長	石田	傑
税務課長	金井	和昭	総務学校教育課長	吉田	隆
町民課長	井崎	里恵子	社会教育課長	野津	千秋
保健福祉課長	中林	眞	布施支所長	竹本	久
住民福祉担当課長	広江	和彦	五箇支所長	藤野	一
環境課長	原	秀人	都万支所長	砂本	進
商工観光課長	鳥井	登	中出張所長	村上	克樹
農林水産課長	河北	尚夫	中央公民館長	金坂	賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本 幸子

1. 議員提出議案の題目

発議第 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

発議第 2 号 隠岐の島町の新型コロナウイルス感染症に関する重要決議

議事の経過

○議長（池田信博）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10時43分）

（本会議再開宣告 10時43分）

日 程 第 1. 委員長報告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の議第 63 号から議第 87 号までの補正予算案、条例関係と契約の締結等 25 件、認定第 1 号から認定第 13 号までの決算認定についての 13 件、及び陳情 3 件、並びに継続審査となっている各委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長 6 番：大江 寿 議員

○6番（大江 寿）

総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は議会閉会中の 9 月 6 日、7 日、27 日、29 日の 4 日間開催しました、付託案件は別紙のとおりです。審査の結果ですが、補正予算・条例の一部改正・工事請負契約は、全て全会一致で「可決すべし」といたしました。決算認定は、全会一致で「認定すべし」といたしました。陳情書、全会一致で「採択すべし」といたしました。次に、審査の経過及び主な意

見・指摘事項等について、ご報告いたします。まず、条例の一部改正・工事請負契約については特に意見、指摘事項はございませんでした。一般会計及び各特別会計補正予算については、まず「隠岐町村会負担金（法外）」レインボープラザ運営に対する支援策についてです。コロナ禍によりレインボープラザの運営に深刻な影響を及ぼしていることから、隠岐町村会でレインボープラザ特別支援事業交付金を交付することとなり、それに伴う各町村負担金及び算定方法の説明が執行部からありました。委員から算定基準に宿泊部門と同様に、飲食部門も含まれていることに指摘がありました。指定管理料には飲食が含まないことになっており、飲食部門が含まれていることに対し、再度町村会事務局に確認をするよう指摘をいたしました。

次に、五箇へき地診療施設事業補正予算（久見診療所）でございます。7月29日に診療所外壁が剥がれ落ち、更に台風による歪みなどから外壁全面を張り替える補修事業であります。委員からは「補修よりも建て替える考えはないのか」という意見があり、「今は原状回復を考えており、建て替えについては検討していない」との回答でございました。築60年あまり経つ医療施設ということから、将来的なことも考慮し一度調査をして立て替えも含め検討するよう指摘をいたしました。

次に、令和2年度一般会計及び特別会計決算認定についてでございます。まず、総合学習センター（旧今津小学校）の今後の活用についてでございます。廃校の後に教育委員会として使用していましたが、新庁舎に移転したことにより、今後は「文化財保存施設」として町の活性化につなげるとのことでございます。各支所とも連携し、役割分担もしていくよう委員から指摘がありました。次に、高校魅力化事業、高校寄宿舎の寮費助成についてです。隠岐高校、隠岐水産高校の寮生にひと月5,000円の補助が適当なのか否かという質疑がありました。委員会でも改めて質疑をいたしましたところ、他の県立高校に比べ、補助額が低いのは承知している。そして両高校からも要望も出ている。物価の高騰等もあることから前向きに検討していくという回答でございました。

陳情第1号でございます。大城台地の墓地の環境整備に関する陳情についてです。当委員会では6月議会時に、調査・研究事項として取り上げてきた大城台地墓地の環境整備であります。このたび大城墓地環境整備協議会が立ち上がり、陳情に至ったものであります。今後、都市計画にも重要な場所であり、環境整備が必要でありますことから全会一致で「採択すべし」といたしました。

最後に、調査・研究事項についてです。子育てビジター交流センター設置場所の検討結果

についてです。放課後児童クラブの受け入れ児童拡大のため町直営の児童クラブを設置し、また今津子育て支援センターの機能を併設することで、包括的な子育て支援拠点として機能させることにより、子どもたちの健全な育成を図る目的であります。執行部から、設置場所に旧文化幼稚園舎を候補に調査を進めてきたところ、築約100年、現在地に移設後60年が経過しており、柱などの傾斜や床下素材の腐朽などがあり、現行の建築基準法に対応するには大規模な改修が必要となる。また改修したとしても、耐用年数をかなり過ぎていることから長期の使用は難しいとの調査結果に至りました。園舎の活用が困難であることから、設置場所の再検討をし、他の候補地を模索しました。メリット・デメリットを調査し、模索した結果、旧文化幼稚園の場所がふさわしく設置場所としたということです。委員会では、既存の建物の撤去や近接地の取得に費用がかかることが懸念されますが、子どもたちの健全な育成を図るため、今後調査・研究を続けていきます。

なお、所管の調査事項につきましては、議会閉会中も引き続き調査研究をいたします。以上でございます。

○議長（池田信博）

次に、産業建設常任委員長 7番：村上謙武 議員

○7番（村上謙武）

それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。

委員会は、9月6日、7日、27日、28日、29日の計5日間、開催いたしました。付託案件については、別紙資料のとおりです。次に、審査の結果についてです。付託案件の「議第63号 令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)」は賛成多数で「可決すべし」といたしました。上記以外の付託案件は全て全会一致で「可決・認定すべし」とし、陳情2件については全会一致で「採択すべし」といたしました。次に、審査の経過及び主な意見、指摘事項等について報告いたします。

はじめに一般会計補正予算(第5号)の「観光施設管理費」についてでございますが、レストランうみさちの指定管理に関して、令和3年11月1日から5か月間の指定管理料125万円の内容や、指定管理料の考え方等について審議を重ねました。一か月25万円の指定管理料に含まれている、防火管理者の人件費、月15万円に関して委員からさまざまな質疑があり、指定管理料の内容等について担当課に見解を質しました。担当課より、指定管理者が施設の管理運営を継続していくために、最小限必要な管理料であるとの判断に基づき決定したとの説明がありましたが、防火管理者の人件費の支出根拠となる明確な説明はございませんでした。

委員から、他の類似した施設の指定管理料と比較し、防火管理者の人件費は公平性を欠き望ましいものではなく減額すべきとの意見や、指定管理料を再考すべきとの意見が出ました。一方で、防火管理者の人件費については問題点があるものの、指定管理料は妥当な金額であり、地域の振興と施設の有効活用を実現するためには認めるべきとの意見がありました。指定管理料について委員会採決を行い、僅差で原案どおり「可決すべし」といたしました。今回のレストランうみさちの指定管理料に関する問題点は、指定管理料の決定過程において明確な根拠に基づく管理料の設定作業が行われたのか疑義が生じたこと、かつ他の類似施設との公平性に欠けた内容であったという点であります。今後、指定管理料の設定に当たっては、綿密な協議に基づき、適正な指定管理料の設定に努めることを委員会として強く指摘いたします。

次に「運動公園再編事業」ですが、補正予算の主な内容は今年度実施予定のスケボーパークの再編工事の中止に伴い、当該予算 6,000 万円を使い隣接するレインボーアリーナ入り口のロータリー改修工事、並びに野球場の園路フェンス設置工事を前倒して行う工事変更の議決を求めるものであります。ロータリー改修工事は令和 4 年度に、園路フェンス設置工事は令和 6 年度の工事予定になっておりますが、早期に安全面の確保を図ることの必要性から、今年度に工事を実施したいとの担当課からの説明でありました。委員からは、補正予算で工事を実施する緊急性がないのではないかと。スケボーパークの再編事業を継続し、次年度に継続費として事業を実施すべきではないかと。今年度予算の歳出を少なくすることも考えるべきではないかと。2 つの事業は規模も大きく当初予算にきちんと計上し、実施すべきではないかななどの反対意見が出ましたが、委員会採決を行い僅差で「可決すべし」といたしました。今回の都市公園再編事業に関しては、今年度実施予定の事業の中止に伴い、それに代替する形で他の事業を早期に実施することの是非が審議の論点となりましたが、当初予算で執行予定の事業への対応や、補正予算に対する職員の意識を質す意見も出ました。委員会として、次年度予算編成に向けた事業の精査と適切な事業執行に向けて、不断の努力を続けることが肝要であることを強く指摘いたします。

次に、所管の調査事項に関して、3 件報告をいたします。

はじめに「木質ペレット製造施設管理運営事業」ですが、木質ペレット製造開始から 4 年目を迎えましたが、島内のペレット需要が増加しないため、製造量が伸びない状況にあります。この度、おが粉製造機の刃こぼれの損傷具合が酷くなり作業効率が低下したこと、及びおが粉乾燥機のベアリングが経年劣化により異音振動等の症状が出たため、機器の修繕が必

要となりました。担当課より提示されたペレット工場で10年間必要とされる消耗品の資料を確認すると、10年間の消耗品の予定総額約3,529万円となっており、多額の消耗品が必要とされる事業であることもわかりました。ペレット需要の大幅な増加が期待される民間企業によるペレット発電に関しては事業が進展しているとの情報もなく、暗中模索の中で製造施設の運営を継続している状況にあります。

次に、「西郷港周辺地区整備事業」ですが、西郷港ターミナルエリアの呼称を西郷港周辺地区に変更し、デザインコンペ実施要項が策定されました。実施要項では10月1日より広告、参加証明書等の様式の交付が開始され、12月に1次審査、令和4年3月初旬頃に2次審査が行われ、3月上旬頃には最終審査の結果が通知されるスケジュールとなっております。その後の事業計画の予定は、令和4年4月から令和5年3月までの1年間は基本計画の策定期間となっており、令和5年5月から基本設計・実施設計に入り、第1期の整備事業は令和10年3月までの5年間、第2期の整備事業は令和15年3月までの5年間で全体事業の期間は2期10年になるとの報告を受けております。

次に「中村診療所・中出張所新庁舎建設事業」ですが、中出張所所長から当該事業の概要説明を聞き、平成30年度からの新庁舎建設に向けた、これまでの準備作業等の状況を確認することができました。令和6年2月の竣工に向けて準備作業が進行しており、令和4年度に建設用地を取得し、令和5年度、建築工事の開始予定となっております。建設候補地が中村診療所近くの川沿いに位置しているため、委員から、過去の津波被害を心配する発言がありましたが、バリアフリーの避難所(防災)、地域振興機能を兼ね備えた複合施設が完成する予定となっております。

最後に、陳情の審査についてご報告いたします。交通安全母の会港町代表から、「愛の橋」の早急な掛け替えを求める陳情と、港町地区の「愛の橋」近隣住民から、八尾川の増水・氾濫水による治水対策の強化及び下水溝からの家庭への逆流防止対策を求める内容、並びに「愛の橋」橋梁工事における安全対策、騒音・振動対策、営業継続に対しての配慮を求めるなどの2件の陳情に対して、全委員で現地を視察し審査を行いました。いずれの陳情内容も早急かつ適切な対処が必要とされるものであり、委員会採決は全会一致で「採択すべし」といたしました。陳情内容に対する速やかな善処、並びに陳情者に対する適切な対応を委員会として切望いたします。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わりますが、所管の調査事項は、議会閉会中も継続して調査、研究をいたします。以上でございます。

○議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。

ただ今、議第 63 号「令和 3 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 5 号）」に対して、安部大助議員ほか 2 名から、お手元に配付のとおり修正の動議が提出されています。これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

○議長（池田信博）

11 番：安部 大助 議員

○11 番（安部大助）

ただ今、議題となりました議第 63 号「令和 3 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 5 号）」に対する修正動議を地方自治法第 115 条の 2 及び会議規則 17 条第 2 項の規定により、別紙の「修正案」を添えて提出いたします。修正の内容につきましては、歳出予算 7 款 2 項観光費に係る補正予算 125 万円と、8 款 6 項都市計画費に係る補正予算 200 万円を削除するため、所要の修正をするものであります。提案理由の前に、今回 2 項目について修正動議をいたしました。事業自体を否定するものではなく、あくまでも予算の項目、進め方に疑義が生じたため「修正動議」を提出するものであることを申し添えたいと思います。

それでは、修正案に対する説明を行います。まず「観光施設管理費」125 万円についてであります。今回計上された 125 万円は、「レストランうみさち」の指定管理に関して令和 3 年 11 月 1 日から 5 か月間の指定管理料であります。担当課より指定管理料内訳の資料を提示していただき内容を確認しました。その中で防火管理者の人件費として、75 万円が含まれておりました。私たちはこの項目に関して疑義が生じたところでございます。その理由といたしましては、類似する指定管理施設を調査したところ、その施設も防火管理者の配置義務があり、防火管理者がおられました。しかし、指定管理料が払われていないことが分かり、同じ条件の施設で片方には払い、片方には払わないこのような今回の指定管理料の内訳について、公平性を欠き望ましいことではないことから、減額すべきと判断いたしました。我々議会、そして執行部は指定管理者に対して、そのやる気を削ぐことは決してしてはいけないこととは言ってもありません。現在、類似する施設で一生懸命頑張っておられる指定管理者も、今回の件を不思議と感じておられます。そして何より、これから「うみさち」を運営される予定の事業者に対しては、私も含めみなさまが期待をし、頑張っていたきたいと思っ

向け、進むべきと私も思います。しかし今回のような公平性を欠き、今後、尾を引くような問題が確認された以上、それを指定管理者に背負わせながら運営してもらうことは、私はできません。今後指定管理料 125 万円を減額修正し、改めて精査した上で早急に議会へ提案し、指定管理者を応援しながら、管理期間いっぱいまで頑張ってください環境を作っていくことが我々の役割と考えます。

次に、「運動公園再編事業」200 万円についてであります。私は議会での議決はとても重く、議決する時は各議員のみなさんが、住民の声を聴きながら調査研究し、住民サービス向上を考え、決断されていると理解しております。本年 3 月議会においても、スケボーパークの再編工事に約 6,000 万円もの予算が「可決」されました。議会として、大きな決断をされたと思います。しかし、本定例会において予算計上する前に行うべき調査が不足していたことが原因で、スケボーパークの再編工事ができないとの報告がありました。本来であれば、執行部は議決の重さを受け止め、次年度に対する方針や思いを議会へ説明すべき内容のはずです。しかし、今回提案されたのは工事中止で発生した 6,000 万円を使い、令和 4 年度に行う予定のロータリー改修工事約 2,000 万円と、令和 6 年度に行う予定の園路フェンス設置工事約 4,000 万円を前倒しするという説明でした。さらにロータリー改修工事の設計費用が不足することから今回 200 万円の補正が計上されました。

この 2 件の事業は実施計画にはありません。そして、予算規模、工事内容を考えると補正予算で計上するものではなく、計画性を持って当初予算で計上すべき内容です。さらに本事業は多額の起債を充当していることから、より慎重になる必要があります。そして議会として、事業は事業計画に盛り込むことを今まで鉄則としてやってきたことと私は認識しております。

今回のように議決された予算が不要になったから事業計画にもない事業を当てはめることを、議会としてこれは本来「承認」することはできず、それをしてしまうと議会のあり方も問われてくると私自身危惧しております。よって、公園再編事業 200 万円を減額修正した上で、スケボーパークの再編工事を来年度実施に向け、そして先ほどの 2 事業についても、当初予定されている年度で実施に向け計画的に進めて行くべきと思います。

各議員の皆様におかれましても御理解いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。修正動議の説明は終わります。

○議長（池田信博）

ただ今から、修正案に対する「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」 の声を確認)

以上で、修正案に対する「質疑」を終わります。

日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第 63 号「令和 3 年度隠岐の島町一般会計補正予算 (第 5 号)」から、認定第 13 号「令和 2 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの 41 件、並びに本日の議事日程第 1 で行いました「委員長報告」及び「修正案」を一括して討論に付します。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」 の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(「なし」 の声を確認)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」 の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

3 番：藤野 定幸 議員

○3 番 (藤 野 定 幸)

「レストランうみさち」の指定管理料に防火管理者の人件費月 15 万円を提示してあるが、他の類似した施設の指定管理料と比較し、あまりにも防火管理者の人件費が公平性を欠いているので、また施設管理料の決定過程において明確な根拠に基づく設定作業が行われたのか疑義が生じました。

また、今年度実施予定のスケボーパークの再編工事中止に伴い、当該予算 6,000 万円を使い、緊急性を要しない令和 6 年度予定の園路フェンス設置工事と、令和 4 年度予定のロータリー改修工事を補正予算に計上されているように思います。特にロータリー改修工事は当初の予算より 1,000 万円以上少なくなつて、差があります。まるで 6,000 万円の数字に合わせた様に思われます。最後になりますが、令和 3 年の 3 月議会で「可決」された事業案件と

認識しております。あまりにも安易に事業の内容を差し替えるのは、議会を軽視し、もしかしたら蔑ろにしていると思われても仕方がないと思います。よって、以上のことを勘案した結果、安部大助議員の動議に賛成いたします。以上です。

○議長（池田信博）

他に、討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 4 . 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まずはじめに、町長提出議案の議第 63 号「令和 3 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 5 号）」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

まず、本案に対する安部大助議員他 2 名から提出された「修正案」について、採決します。

本「修正案」に賛成の方は起立願います。

（ 起 立 少 数 ）

起立「少数」であります。

したがって、修正案は「否決」されました。

次に、原案について採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立「多数」であります。

したがって、議第 63 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 64 号「令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」から議第 73 号「令和 3 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 10 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第64号から議第73号までは、委員長報告のとおり「可決」されました。
次に、議第74号「隠岐の島町個人情報保護条例の一部を改正する条例」から、議第87号「工事請負契約の締結について〔特定環境保全公共下水道重栖真空ステーション電気機械設備工事〕」までの14件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第74号から議第87号までの14件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、同意第4号から同意第6号の「隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を採決します。

本案を原案のとおり「同意」することに賛成の方は起立願います

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、同意第4号から同意第6号までの3件は、原案のとおり「同意」することに決定しました。

次に、認定第1号「令和2年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「令和2年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの13件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「認定」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、認定第1号から認定第13号までの13件は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

次に、陳情第1号「大城台地の墓地の環境整備に関する陳情」についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

次に、陳情第2号「愛の橋の早急な架け替えを求める陳情」についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

次に、陳情第3号「八尾川の治水対策と愛の橋の橋梁工事期間中の安全対策について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 4. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり2件の議案が議員提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、議員提案の要件を満たしておりますので議題といたします。

はじめに、発議第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」について行います。

「提案理由の説明」を行います。

提出者から「提案理由の説明」を求めます。

9番：西尾 幸太郎 議員

〇9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

それでは、発議第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」について提案理由の説明を行います。

新型コロナウイルス感染症は変異株の猛威も加わり、わが町にも甚大な経済的・社会的影

響をもたらしております。ワクチン接種が進んでいますが、ダメージを受けた町の経済・社会基盤の回復にあたり地方税の充実は必要であり、要望5点について意見書を提出するものです。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行いません。

討論はありますか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

これより、「採決」を行いません。

採決は起立によって行いません。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発議第1号は原案のとおり「可決」されました。

次に、発議第2号「隠岐の島町の新型コロナウイルス感染症に関する重要決議」について行います。

「提案理由の説明」を行います。

提出者から「提案理由の説明」を求めます。

9番：西尾 幸太郎 議員

○9番（西尾幸太郎）

それでは、発議第2号「隠岐の島町の新型コロナウイルス感染症に関する重要決議」について、提案理由の説明を行います。

政府は、19都道府県に発令している新型コロナウイルス緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置について、期限である9月30日をもって全面解除することを決定いたしました。日々

の感染者数は全国的に減少してきていますが、医療現場の負担は十分には解消しておらず、解除後も行動制限は求め、段階的に緩和する方針であります。一方で、疲弊している経済活動を復活するため、ワクチン接種証明書や陰性証明書を発行し、これらを活用して経済の立て直しを図ろうとしていますが、ワクチン接種証明書や陰性証明書を所持していても感染しないという確信はありません。10月に入れば秋の行楽シーズン、そして年末・年始には人々の移動も頻繁となることから感染拡大も想定されており、引き続き、感染予防対策は継続しなくてはなりません。

よって、隠岐の島町は、次の感染予防対策等を強化するよう決議いたします。1、引き続き、水ぎわ対策を継続し、マスクの着用・手洗い・三密の回避等、感染予防対策を強化すること。2、新型コロナウイルス感染症関係者に対する偏見・差別・誹謗中傷等から守るための施策や正しい知識の普及啓発を行うこと。3、感染拡大、緊急を要する時は、早急に補正予算等に対応すること。以上を決議するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

「質疑」を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

「討論」を行いません。

討論はありますか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

「採決」を行いません。

採決は起立によって行いません。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発議第2号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長及び特別委員長から隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全て議了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、「令和3年第3回隠岐の島町議会定例会」を閉会します。

(閉 会 宣 告 1 1 時 2 7 分)

以 下 余 白